

# 2017年度一橋大学法科大学院 前期授業予習・推薦図書等について

## (既 修 者)

以下に続く資料は、2017年3月1日までに担当教員から連絡のあった指示等を取りまとめたものです。

以下の資料は、一橋大学法科大学院公式サイト（以下「公式サイト」と表記します。）にも掲載します。

また、今後、担当教員から予習指示の追加や変更がある場合は、随時、公式サイトに追加・変更として掲載していきますので、こまめに公式サイトをチェックするようにしてください。

<公式サイトURL>

<http://www.law.hit-u.ac.jp/home/lawschool/>

<一橋大学学術総合システム Mercas (Web シラバス)>

<https://mercas.hit-u.ac.jp/Campus/Web/UniversityPortal/UserAttestation/WFU06010.aspx>

ID、パスワードの入力なしでログインしても閲覧ができます。

2017/3/1 現在

## 公法演習Ⅰ 渡邊康行

渋谷秀樹ほか『憲法事例演習教材』（有斐閣、2009年）をテキストとして、授業を行います。第1部第2問「個人と団体」、第5問「平等原則」、第6問「思想・良心の自由」、第7問「政教分離原則」……という順に進みます。さしあたり、各単元の Questions を眺めておいてください。より詳細な予習指示は、3月末ごろ行います。

授業は憲法に関する一定水準の知識があることを前提として進めますので、各自の基本書を読み返したり、憲法判例百選などを使って判例を復習したり、しておいてください。なお、授業担当者の基本的立場がまとまった形で示されている文献として、渡辺・宍戸・松本・工藤『憲法Ⅰ 基本権』（日本評論社、2016年）を挙げておきます。

+++++

## 民事法演習Ⅰ 小粥太郎

民事法演習Ⅰ（春学期・夏学期）では、民法分野の演習を行います。主として、総則、物権、債権各論分野を扱います（なお、秋学期・冬学期に開講される民事法演習Ⅲでは、主として、担保物権、債権総論分野を扱います）。

民事法演習Ⅰの授業は、鎌田薫ほか編『民事法Ⅰ（第2版）総則・物権』（日本評論社）、同『民事法Ⅲ（第2版）債権各論』（日本評論社）を教材に行いますので、開講までに教材の準備をお願いします。

初回の授業では、前記『民事法Ⅰ』の項目3（権利能力なき社団）および項目6（虚偽表示と94条2項類推適用）に関する設例（当日教室で配付）します。これらの項目の内容について、各人の学修状況に応じた準備をお願いします（たとえば、項目3および6を一読し、理解があやふやなところについては、教科書・体系書等を参照して確認する、などの準備をすることが考えられます）。

+++++

## 民事法演習Ⅱ 山本和彦

シラバスの第1回相当部分（教科書のUnit1）

+++++

# 刑事法演習Ⅰ 橋本正博、葛野尋之

## 1. 予習内容

この科目では、刑法および刑事訴訟法の基礎を確認しながら、学んできた解釈論に関する知識を用いて、具体的な事案をいかに解決するか、という課題にとりくみます。基本判例を含め、刑法・刑事訴訟法の全体をひととおり理解していることが前提になります。

前半は、橋本が担当し、実体法に関するテーマを扱います。毎回、数例の裁判例を提示し、それらがいかなる考慮で特定の結論に至っているかを検討する予定です。判例の示した結論を記憶することでもなく、判例の「傾向」を分析することでもなく、現に考慮されている具体的な事情と判断の尺度とを吟味し、その当否を考えるとともに、自ら判断する手がかりを得ることを狙っています。そこで、個々の論点というよりは、全体にわたる土台を確認するつもりで、自分の使用してきた刑法の教科書を読み直すのがよいでしょう。

第1回授業のための予習内容は、具体的な質問項目の形で、改めて指示します。

後半は、葛野が担当し、手続法に関するテーマを扱います。毎回、基礎的事項の確認、重要判例の理解の確認、設例についての検討を、設問に回答してもらう形で進めます。判例の理解としては、たんに「判例はこう言っている」と覚えるだけではなく、法の解釈と法の適用の両面において、「判例はなぜ、どのような考えに立って、そのように判断したのか」を理解する必要があります。授業は、基礎的事項についての理解ができていることを前提に進めます。実体法に比べ、手続法の基礎的学習がまだ十分でない人もいるかもしれませんし、十分学習してきた人も、再確認しておくことが望ましいと思います。各人、自分の使っている『教科書』をこの機会に1~2回「通読」しておくことを勧めます。その際には、必ず条文を参照し、条文のどの言葉がどのように解釈され手いるのかを確認すること、また、重要判例を参照するときは、判断の前提となった事実および事実への法の適用の仕方についても詳しく読み込んでおくことが重要でしょう。三井誠編『判例教材・刑事訴訟法（第5版）』（東大出版会、2015年）などが有用でしょう。

## 2. 推薦図書

刑法・刑事訴訟法については、受講者は既に相当程度に学習が進んでいるはずですから、各自の使い慣れた教科書の理解を深めることが第一です。この科目とし

て特定の教科書を指定する予定はありません。

なお、前半の実体刑法に関して、法科大学院での刑法学習に何らかの指針がほしいという向きには、この科目受講者の必読書という趣旨ではありませんが、井田良『入門刑法学・総論』・『入門刑法学・各論』（いずれも 2013 年、有斐閣刊）を推薦しておきます。「入門」と題されているものの、法科大学院で期待される学修姿勢や水準を意識した書物となっており、得るところは少なくないと思います。

手続法については、繰り返しになりますが、基礎的理解を固めておくことが重要です。条文と重要判例を参照しながら、各人が使用している『教科書』を丁寧に「通読」することを勧めます。

+++++

## 行政法Ⅰ 野口 貴公美

講義の詳細は、初回の講義にてお話しします。本学のカリキュラムとの関係では、本講義は、行政法の初学者を前提として講義をすることになります。

行政法は、他の法律科目以上に、初学者にとってなじみにくい科目と思われる。全くの行政法初学者の方は、事前に簡潔なテキストなどを通読して、全体像を把握しておくことが重要と思われる。既に入手をされているテキスト等があれば、それを通読しておいてください。これから入手されるという場合には、下記のものをご紹介させていただきます。

- ・野呂＝野口＝飯島＝湊『ストゥディア 行政法』（有斐閣、2017年）
- ・高橋滋『行政法』（弘文堂、2016年）
- ・曾和＝山田＝亘理『現代行政法入門【第3版】』（有斐閣、2015年）

第1回は、ほぼ、下記の内容を取り上げます。テキスト、判例集等で関係する部分を予習しておくようにしてください。講義の1週間ほど前にはレジュメをWEB上にアップロードしておくようにします。講義にあたっての指示などがある場合には、WEBシステムを使って告知を出すようにしますので、受講者は確認をしておくようにしてください。

### [1] 行政法総論の概要

- 1 行政法とは（公法と私法、公法関係、「行政法」とは）
- 2 行政法学とは（総論と救済法、行為形式、行為形式論の位置付け）
- 3 行政活動、行為形式（行政行為、行政計画、行政立法、行政指導、行政契約）

+++++

# 会社法 仮屋広郷

## 1. 授業について

授業では、テキストとして、神田秀樹『会社法』（弘文堂、第19版、2017年）を利用します。初回の授業では、上記のテキストの「事業と法形態」（第19版は3月16日に発行予定のようなので、参考までに第18版の頁を記載しておきます。P.1～P.3）、「会社法の法源と構造」（P.11～P.12）、「株式会社法の歴史」（P.32～P.41）、「組織変更」（P.340～P.341）を扱う予定でいます。あらかじめ目を通しておいてください。

また、授業では『会社法判例百選』（有斐閣、第3版、2016年）も利用するので、各自で購入しておいてください。

## 2. 推薦図書など

開講前の推薦図書として、神田秀樹『会社法入門』（岩波新書、新版、2015年）をあげておきます。なお、最近の会社法学の傾向が知りたい人は、中村直人先生（本学出身の大先輩の弁護士さんです）が書かれた書評（『書齋の窓』630号〔2013年〕58頁～61頁）や、私が書いた書評（『書齋の窓』629号〔2013年〕74頁～78頁〔

<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/handle/10086/25925>〕）を読んでみてください。

ところで、以前の授業において、新株予約権の有利発行との関わりでフェアネス・オピニオンに触れたときに、それが必ずしも公正中立に作成されるわけではない（＝発行会社から報酬をもらっているコンサル会社としては発行会社の意向に沿うような内容を記載しがちである）旨を述べたところ、授業終了後に、「そういうことって本当にあるんですか？」という質問を受けたことがありました。私は、学生さんの中には、同じように感じる人が結構いるのではないかと思います。自分もそうだと思う人は、瀬木比呂志『絶望の裁判所』（講談社、2014年）を読んでみてください。制度が持つ一つの側面として、理念や建前で設計・運営されるとは限らない面があることを考えるきっかけになると思います。ちなみに、豊富な実務経験をお持ちの村岡啓一先生（第2代本学法科大学院長）は、同書は一面の真実を語っているとコメントされています（このコメントの掲載については、村岡先生の許諾をいただいています）。制度は人が作り出すものですから、上

記の側面があることはある意味当然のことですが、そうした面に関心がある人は、拙稿「国際政治と会社法制改革――平成5年商法改正を通して今を見る」法学セミナー2016年3月号48頁以下も参照してみてください。

+++++

## **労働法 I 相澤美智子**

1. 初回授業までにテキスト（西谷敏『労働法〔第2版〕』（日本評論社、2013年）2～71頁を読んでくること。
2. 「横浜南労基署長事件 最一小判平八・一一・二八（労働判例七一四号一四頁）」を読んでくること。

+++++

## **国際法 佐藤 哲夫**

1. 授業で使用する教科書を、可能な限り、通読して下さい。  
杉原高嶺他『現代国際法講義 第5版』（有斐閣、2012年）
2. 第1回授業の箇所を精読して下さい。  
「第1章 1 国際法の歴史」1-1 2頁
3. 余裕があれば、次の書物もどうぞ。  
松井芳郎『国際法から世界を見る――市民のための国際法入門〔第3版〕』  
2011年

+++++

## **民事執行法 山本和彦**

シラバスの第1回相当部分（教科書の1～19頁）

+++++